

株 主 各 位

京都市右京区梅津西浦町14番地  
**サンコール株式会社**  
代表取締役社長 山主 千尋

## 第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第100期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後4時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 京都市右京区梅津西浦町14番地 当社会議室
3. 目的事項

報告事項

1. 第100期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第100期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.suncall.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、連結注記表および個別注記表は、会計監査人および監査役会が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として合わせて監査を受けております。
  - ◎ 株主総会終了後、株主の皆様により当社をご理解いただくため、株主交流会を開催いたしますので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.suncall.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境が改善し、個人消費も持ち直しつつあり総じて回復基調となりました。一方、世界の主要国では個人消費が経済成長を牽引し、米国では企業業績も堅調に推移し、欧州では輸出面でも緩やかな改善が見られました。また中国では政府の景気対策等により経済成長は横ばいとなりました。

当社グループの主な事業領域である自動車業界は、日本では軽自動車需要の低迷が続いたものの、普通自動車は各社の新車投入効果等もあり全体としては前年を上回る販売台数となりました。米国では原油安等を背景に主に中大型車販売が増加し、中国では小型車減税政策等が販売台数を押し上げました。

このような環境の下、当社グループでは自動車関連の売上はミッションやエンジン用部品が伸長し、電子情報通信関連はHDD用サスペンションの新モデルが大幅に増加しプリンター関連の販売不振を吸収しました。利益面では、メキシコ子会社の量産準備費用の増加や円高基調等のマイナス要素もありましたが、アジアおよび国内子会社の原価改善等の効果が上回りました。

この結果、売上高379億80百万円（前連結会計年度比3.4%増）、営業利益22億50百万円（同6.5%増）となりました。また経常利益は前年に比べ持分法による投資損失の影響が小さくなりましたが、円高およびメキシコペソ安により為替差損が膨らみ17億34百万円（同13.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億93百万円（同4.9%増）となりました。

製品区分別連結売上高は、次のとおりとなりました。

##### [精密機能材料]

精密機能材料では、弁ばね材料は中国市場での売上が増加し、国内では異形材販売が順調に推移しました。結果として、43億52百万円（前連結会計年度比4.0%増）となりました。

##### [精密機能部品]

精密機能部品では、安全装置用部品が前年に比べて減少しましたが、ミッションやエンジン用部品が伸長し、売上高は232億97百万円（前連結会計年度比3.6%増）となりました。

##### [サスペンション]

HDD用サスペンションは、既存製品の需要が回復し、新モデルについても旺盛な受注が継続したことから、売上高は50億9百万円（前連結会計年度比31.8%増）となりました。

##### [プリンター関連]

プリンター関連は、市場が冷え込んだ影響でプリンターローラーの需要が前年を大きく下回り、売上高は33億24百万円（前連結会計年度比22.6%減）となりました。

##### [デジトロ精密部品]

デジトロ精密部品は、国内でプローブピン販売が増加したほか、米国子会社の光通信部品販売の持ち直しもあり、売上高は18億79百万円（前連結会計年度比2.6%増）となりました。

| 製品区分の名称         | 売上高（百万円） | 構 成 比  | 前年度比増減 |
|-----------------|----------|--------|--------|
| 精 密 機 能 材 料     | 4,352    | 11.5%  | 4.0%増  |
| 精 密 機 能 部 品     | 23,297   | 61.3%  | 3.6%増  |
| サ ス ペ ン シ ョ ン   | 5,009    | 13.2%  | 31.8%増 |
| プ リ ン タ ー 関 連   | 3,324    | 8.8%   | 22.6%減 |
| デ ジ ト ロ 精 密 部 品 | 1,879    | 4.9%   | 2.6%増  |
| そ の 他 製 品       | 118      | 0.3%   | 11.7%減 |
| 合 計             | 37,980   | 100.0% | 3.4%増  |

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

### ① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・当社 京都本社工場  
自動車用精密材料の製造設備の新設および増強（製品区分：精密機能材料）  
自動車用精密異形材料の製造設備の増強（製品区分：精密機能材料）  
自動車用精密部品の製造設備の増強（製品区分：精密機能部品）  
HDD用サスペンションの製造設備の新設および増強（製品区分：サスペンション）
- ・当社 豊田工場・広瀬工場  
自動車用精密部品の製造設備の増強（製品区分：精密機能部品）
- ・SUNCALL AMERICA INC.  
自動車用精密部品の製造設備の増強（製品区分：精密機能部品）
- ・SUNCALL HIGH PRECISION (THAILAND) LTD.  
自動車用精密部品の製造設備の増強（製品区分：精密機能部品）
- ・SUNCALL (Guangzhou) CO.,LTD.  
自動車用精密部品の製造設備の増強（製品区分：精密機能部品）
- ・SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A.DE C.V.  
自動車用精密材料および精密部品の工場附帯施設の建設（製品区分：精密機能材料および精密機能部品）  
自動車用精密材料および精密部品の製造設備の新設および増強  
（製品区分：精密機能材料および精密機能部品）

### ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

- ・当社 京都本社工場  
HDD用サスペンション製造設備の増強（製品区分：サスペンション）
- ・当社 豊田工場  
自動車用精密部品の製造設備の増強（製品区分：精密機能部品）
- ・SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A.DE C.V.  
自動車用精密材料の製造設備の増強（製品区分：精密機能材料）  
自動車用精密材料および精密部品の工場附帯施設の建設（製品区分：精密機能材料および精密機能部品）
- ・SUNCALL HIGH PRECISION (THAILAND) LTD.  
自動車用精密部品の製造設備の増強（製品区分：精密機能材料）

### ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として金融機関より長期借入金12億57百万円の調達を行いました。

### (4) 対処すべき課題

世界経済は英国のEU離脱、米国新政府の進める政策等、不透明感が増す中、顧客のグローバル化や業界再編により市場環境も大きく変動し、新興国メーカーの台頭による価格競争も激しくなる等、当社グループを取り巻く環境は厳しさを増しています。

当社グループは、現在進めている中期経営計画において、コア技術である精密塑性加工技術をベースに、自動車関連部品や電子情報通信部品のグローバル市場でのシェア拡大、成長分野における新製品の開発を進めることにより、連結売上高500億円を目指しております。

その中で、次の項目を対処すべき主な課題として、収益力の向上に取り組んでまいります。

#### ①自動車関連事業の拡大

グローバル市場での競争が激化する中、既存製品群とその応用製品での販売拡大を進めます。世界自動車販売台数は2020年頃には約1億台に達することが予想され、当社連結売上の約7割を占める自動車関連事業はさらに成長が見込める事業と考えております。当社は、自動車関連材料・部品における強みを大いに発揮し、さらに一層のシェアの維持・拡大に努めてまいります。

##### (ア) 弁ばね用材料事業の拡大

弁ばね用材料事業において、客先需要が当社の生産能力を超えることが予測されることを踏まえ、将来需要に備えるべくグローバルな生産体制の整備を目指し、京都工場、中国、メキシコの3拠点による材料生産体制の増強を進めてまいりました。2016年度にはほぼ生産体制が確立し、今後は新規顧客の開拓も進め、さらなる需要の取り込みを進めてまいります。3拠点からの供給を効率的に行うことにより、BCP対応も含めて万全の態勢で臨んでまいります。

##### (イ) 「材料から製品までの一貫生産」の強みを活かす

「材料から製品までの一貫生産」の強みを最大限活かし、HV車用弁ばね材料や高トルクぜんまいばね用圧延材等 材料開発にも取り組んでおり、顧客の技術要求にも対応してまいります。

##### ・シートベルト用ぜんまいばねと材料のシェア拡大

自動車ユーザーの安全に対する意識が向上するとともに、自動車における安全装置の重要性も高まっています。

シートベルトについても、需要増を見込みグローバル・シェアを拡大すべく、さらに供給能力を引き上げてゆく方針です。当社は、韓国企業との合併会社で材料を一極集中生産することで、生産効率の向上とスケールメリットを追求し、他方、ぜんまいばねの製造については、グローバル拠点を活用することで、現地顧客のニーズを確実に掴み対応する体制を構築しています。メキシコにおいて量産を開始、北米市場参入を促進していきます。

#### ②電子情報通信セグメントー経営資源の集中と開発・営業力の強化

電子情報通信分野は技術革新や需要変動リスクを伴うものの、クラウドコンピューティング化の促進や北米市場の拡大が予測されることから、当社連結売上の約3割を占める電子情報通信事業は、成長が予測されるデータセンター市場や企業向けサーバ部品をターゲットに経営資

源を集中し、開発力、営業力を強化しシェアの維持・拡大を図ります。

### ③新規事業への取り組み

当社の得意とする精密塑性加工技術と電子情報通信部品製造技術を応用して、自動車電動化部品の開発、医療・環境分野への参入を進めています。

#### (ア) 自動車電動化部品

次世代自動車（HV・PHV・EV・FCV）の需要は、各国の燃費規制強化に伴い2025年以降加速することが予測されています。当社は精密塑性加工技術・塗装技術・接合技術を活かした以下の製品開発に取り組んでいます。

##### ・シャントonバスバー

バスバー一体型の大電流センサーで低電流から大電流（200～800アンペア）まで高精度に検出します。国内外からの引き合いも多く、一部部品は量産用として正式採用が決まり2017年度より販売を開始いたします。

##### ・バスリング

モーターの配線作業を大幅に簡素化できる新しいバスリングで、1本の銅の平角線からの成形でプレス金型が不要であり、小ロット対応が可能な製品です。これによりHV車、EV車等のモーター、産業用モーター等に使用が可能な製品です。

##### ・角線マグネットワイヤ

当社の特許技術・圧延技術による角線を使用することによりモーターの小型化、ならびにアルミ製による軽量化および耐熱性の向上等の特性を有しております。これらの特性により、当社のモーターコイル用マグネットワイヤは、車載モーターや電気製品搭載モーターのコイル材として使用可能な製品です。

##### ・ワイヤレス給電コイル

異形断面材のエッジワイズ曲げ技術、およびリアクトルコイルの加工後塗装技術の応用等による大電流用の非接触給電コイル製品であり、異形断面性による丸線の約半分のコイル厚、加工後塗装による高い耐電圧性、および安定形状による周波数安定性を有しております。これらの特性により、EV車や電車等大電流用の給電コイル、高速道路の移動給電システム用給電コイル等に使用可能な製品です。

#### (イ) 医療・介護機器

山梨大学、大日本印刷との共同開発による、人工膝関節置換手術後のリハビリロボットKAI-Rは製造販売業許可を取得し、2018年度の上市に向けての準備を進めています。

また、京都大学COIプログラムで取り組んでいます脳卒中後の歩行リハビリロボットは改良型2号機が完成し、当年度より評価データ収集を本格化させ完成度を高めてまいります。

#### (ウ) 環境・エネルギー関連市場への参入

当社は、太陽電池に使用されるシリコン・ウエハの切断ダイヤモンド砥粒電着ワイヤーソーの量産体制を確立し、受注活動を進めています。

また、独自開発した連続炭化装置は、高温水蒸気の利用により、材料を燃やす必要がなくCO<sub>2</sub>削減を可能としています。この装置により量産した竹炭は、タッチパネルインク材料として販売を開始しています。今後は、付加価値の高い微粒子炭の用途開発に挑戦してまいります。



(5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                           | 平成25年度<br>第97期 | 平成26年度<br>第98期 | 平成27年度<br>第99期 | 平成28年度<br>(当連結会計年度)<br>第100期 |
|-------------------------------|----------------|----------------|----------------|------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                   | 34,282         | 35,816         | 36,730         | 37,980                       |
| 営 業 利 益 (百万円)                 | 3,127          | 2,557          | 2,113          | 2,250                        |
| 経 常 利 益 (百万円)                 | 3,757          | 3,352          | 1,522          | 1,734                        |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 (百万円) | 2,498          | 2,143          | 1,042          | 1,093                        |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)       | 78.78          | 67.58          | 32.87          | 34.45                        |
| 総 資 産 (百万円)                   | 39,691         | 44,903         | 43,048         | 45,296                       |

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                   | 資 本 金             | 当社の出資比率          | 主 要 な 事 業 内 容                                       |
|-----------------------------------------|-------------------|------------------|-----------------------------------------------------|
| サンコールエンジニアリング株式会社                       | 百万円<br>30         | %<br>100.0       | 精密機能部品の製造および販売                                      |
| サンコール菊池株式会社                             | 百万円<br>70         | 100.0            | 精密機能部品の製造および販売                                      |
| SUNCALL AMERICA INC.                    | 千米ドル<br>12,000    | 100.0            | 精密機能部品の製造および販売なら<br>びにデジトロ精密部品の販売<br>(米国 インディアナ州 他) |
| SUNCALL CO.,(H.K.)LTD.                  | 千香港ドル<br>4,050    | 100.0            | プリンター関連部品およびデジ<br>トロ精密部品の販売 (中国 香港)                 |
| SUNCALL HIGH PRECISION(THAILAND)LTD.    | 千タイバーツ<br>100,000 | 100.0            | プリンター関連部品および精密機<br>能部品の製造および販売 (タイ)                 |
| SUNCALL TECHNOLOGY VIETNAM CO.,LTD.     | 千米ドル<br>6,000     | 100.0            | プリンター関連部品の製造およ<br>び販売 (ベトナム)                        |
| SUNCALL (Guangzhou) CO.,LTD.            | 百万円<br>1,290      | 100.0            | 精密機能部品の製造および販売<br>(中国 広州)                           |
| Suncall Technologies (SZ) Co.,Ltd.      | 千米ドル<br>6,000     | 100.0<br>(100.0) | プリンター関連部品およびデジ<br>トロ精密部品の製造および販売<br>(中国 深圳)         |
| Suncall (Guangzhou) Trading Co.,Ltd.    | 百万円<br>120        | 100.0            | 精密機能材料の販売 (中国 広州)                                   |
| SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A.DE C.V. | 百万墨ペソ<br>430      | 100.0            | 精密機能材料および精密機能部<br>品の製造および販売<br>(メキシコ アグアスカリエンテス州)   |
| SUNCALL (Tianjin) Co.,Ltd.              | 百万円<br>340        | 100.0            | 精密機能部品の製造および販売<br>(中国 天津)                           |

(注) 当社の出資比率の ( ) 内は、間接出資比率で内数であります。

③ その他

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

| 製品区分の名称  | 事業内容                                                                                                               |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 精密機能材料   | オイルテンパー線、硬鋼線、ピストンリング材、精密異形線、精密細物ピアノ線等の製造・販売                                                                        |
| 精密機能部品   | 自動車エンジン用弁ばね、ＡＴ部品、自動車用安全装置機能部品、ＡＢＳ用センサーリング、ＡＢＳ用アクチュエーター、バルブコッター、ブーツクランプ、各種異形ばね、異形リング、細工ばね、薄板ばね、リアクトルコイル、バスバー等の製造・販売 |
| サスペンション  | ハードディスク装置用サスペンションの製造・販売                                                                                            |
| プリンター関連  | プリンター用精密紙送りローラー等の製造・販売                                                                                             |
| デジトロ精密部品 | 情報機器部品、光ファイバー用精密部品、電子回路検査機器用プローブ等の製造・販売                                                                            |
| その他製品    | 精密カム等の製造・販売                                                                                                        |

(8) 主要な事業所および工場

| 会社名                                     | 事業所名   | 所在地                  |
|-----------------------------------------|--------|----------------------|
| 当社                                      | 本社・工場  | 京都府                  |
|                                         | 東京支店   | 神奈川県                 |
|                                         | 名古屋支店  | 愛知県                  |
|                                         | 西日本支店  | 京都府                  |
|                                         | 北関東営業所 | 栃木県                  |
|                                         | 上田営業所  | 長野県                  |
|                                         | 浜松営業所  | 静岡県                  |
|                                         | 西日本営業所 | 広島県                  |
|                                         | 豊田工場   | 愛知県                  |
|                                         | 広瀬工場   | 愛知県                  |
| サンコールエンジニアリング株式会社                       | 本社・工場  | 山梨県                  |
| サンコール菊池株式会社                             | 本社・工場  | 熊本県                  |
| SUNCALL AMERICA INC.                    | 本社・工場  | 米国（インディアナ州）          |
|                                         | 営業所    | 米国（サウスカロライナ州、テキサス州※） |
| SUNCALL CO., (H.K.) LTD.                | 本社     | 中国（香港）               |
| SUNCALL HIGH PRECISION (THAILAND) LTD.  | 本社・工場  | タイ                   |
| SUNCALL TECHNOLOGY VIETNAM CO.,LTD.     | 本社・工場  | ベトナム                 |
| SUNCALL (Guangzhou) CO.,LTD.            | 本社・工場  | 中国（広州）               |
| Suncall Technologies (SZ) Co.,Ltd.      | 本社・工場  | 中国（深圳）               |
| Suncall (Guangzhou) Trading Co.,Ltd.    | 本社     | 中国（広州）               |
| SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A.DE C.V. | 本社・工場  | メキシコ（アグアスカリエンテス州）    |
| SUNCALL (Tianjin) Co.,Ltd.              | 本社・工場  | 中国（天津）               |

※2017年1月に米国テキサス州ダラス市に設立した、光通信部品販売の営業所であります。

## (9) 従業員の状況

| 従業員数   | 前年度末比増減 |
|--------|---------|
| 2,385名 | 49名増    |

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

## (10) 主要な借入先

| 借入先           | 借入額 |
|---------------|-----|
|               | 百万円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 561 |
| 株式会社京都銀行      | 360 |
| 株式会社みずほ銀行     | 336 |

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 34,057,923株 (内、自己株式1,797,476株)
- (3) 株主数 3,734名
- (4) 大株主 (自己株式を除く上位10名)

| 株主名                                        | 持株数   | 持株比率 |
|--------------------------------------------|-------|------|
|                                            | 千株    | %    |
| 伊藤忠商事株式会社                                  | 8,509 | 26.4 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(退職給付信託口・株式会社神戸製鋼所口) | 5,069 | 15.7 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)                 | 1,655 | 5.1  |
| 三井住友信託銀行株式会社                               | 1,000 | 3.1  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                   | 920   | 2.9  |
| 株式会社京都銀行                                   | 768   | 2.4  |
| サンコール従業員持株会                                | 662   | 2.1  |
| トヨタ自動車株式会社                                 | 623   | 1.9  |
| 京都中央信用金庫                                   | 360   | 1.1  |
| 日本生命保険相互会社                                 | 246   | 0.8  |

(注) 1. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式 (自己株式を除く) の総数に対する割合であります。  
2. 自己株式数には、業績連動型株式報酬制度に係る信託口に残存する当社株式数は含まれておりません。

## (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

- ・新株予約権の数  
214個
- ・目的となる株式の種類および数  
普通株式 214,000株（新株予約権 1 個につき1,000株）
- ・取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

|                   | 回次(行使価格)             | 行 使 期 間                   | 個 数 | 保 有 者 数 |
|-------------------|----------------------|---------------------------|-----|---------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 第 2 回<br>株式報酬型(1 円)  | 平成20年7月31日<br>～平成30年7月30日 | 7 個 | 1 名     |
|                   | 2009年度<br>株式報酬型(1 円) | 平成21年8月18日<br>～平成31年8月17日 | 7 個 | 1 名     |
|                   | 2010年度<br>株式報酬型(1 円) | 平成22年7月31日<br>～平成32年7月30日 | 17個 | 2 名     |
|                   | 2011年度<br>株式報酬型(1 円) | 平成23年8月2日<br>～平成33年8月1日   | 24個 | 3 名     |
|                   | 2012年度<br>株式報酬型(1 円) | 平成24年8月3日<br>～平成34年8月2日   | 29個 | 3 名     |
|                   | 2013年度<br>株式報酬型(1 円) | 平成25年8月2日<br>～平成35年8月1日   | 45個 | 3 名     |
|                   | 2014年度<br>株式報酬型(1 円) | 平成26年8月1日<br>～平成36年7月31日  | 39個 | 3 名     |
|                   | 2015年度<br>株式報酬型(1 円) | 平成27年8月1日<br>～平成37年7月31日  | 46個 | 4 名     |
| 社外取締役             | —                    | —                         | —   | —       |
| 監査役               | —                    | —                         | —   | —       |

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員および使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

| 氏 名     | 地位および担当                  | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                   |
|---------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山 主 千 尋 | 取締役社長（代表取締役）             | KOBELCO SPRING WIRE (FOSHAN) CO.,LTD. 副董事長                                                                                                                                                        |
| 岡 部 清 文 | 取締役副社長（代表取締役）<br>生産事業本部長 | HS POWER SPRING MEXICO,S.A.de C.V.取締役                                                                                                                                                             |
| 加 藤 裕   | 専務取締役 営業本部長              |                                                                                                                                                                                                   |
| 大 谷 忠 雄 | 取締役 生産事業副本部長             |                                                                                                                                                                                                   |
| 外 直 也   | 取締役                      | 伊藤忠オートモービル株式会社 代表取締役社長                                                                                                                                                                            |
| 宮 崎 庄 司 | 取締役                      | 株式会社神戸製鋼所 執行役員 鉄鋼事業部門 神戸製鉄所長                                                                                                                                                                      |
| 藏 本 一 也 | 取締役                      | 同志社大学大学院 ビジネス研究科教授<br>関西学院大学経済学部 非常勤講師<br>独立行政法人国民生活センター 紛争解決委員会委員<br>公益財団法人関西消費者協会 理事<br>関西テレビ放送株式会社 オンブズカンテレ委員会委員長<br>大阪いずみ市民生活協同組合 社会的責任評価委員会委員長<br>明治安田生命保険相互会社 消費者専門委員<br>六甲カントリー倶楽部 理事競技委員長 |
| 山 代 芳 喜 | 常勤監査役                    |                                                                                                                                                                                                   |
| 尾 田 浩   | 常勤監査役                    |                                                                                                                                                                                                   |
| 長 島 秀 昭 | 監査役                      | 伊藤忠商事株式会社 機械カンパニーCFO補佐                                                                                                                                                                            |

- (注) 1. 取締役外直也、宮崎庄司および藏本一也の3氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役山代芳喜および長島秀昭の両氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役長島秀昭氏は、伊藤忠商事株式会社において事業・リスクマネジメント部署における業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 取締役藏本一也氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
5. 取締役山主千尋氏は、平成29年1月1日付でKOBELCO SPRING WIRE (FOSHAN) CO.,LTD.の副董事長に就任いたしました。  
6. 取締役岡部清文氏は、平成28年12月31日付でK&S WIRE CO.,LTD.の取締役を退任いたしました。

##### (2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

| 氏 名     | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当および<br>重要な兼職の状況 |
|---------|------------|------|--------------------------|
| 天 野 嘉 一 | 平成28年4月9日  | 逝去   | 社外取締役<br>日新電機株式会社 取締役会長  |
| 青 木 茂 樹 | 平成28年6月24日 | 任期満了 | 社外監査役                    |

##### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

## (4) 取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分   | 支 給 人 数 | 報 酬 等 の 額 |
|-------|---------|-----------|
| 取 締 役 | 8 人     | 146,019千円 |
| 監 査 役 | 4 人     | 37,155千円  |

- (注) 1. 報酬等の額には、役員賞与を含んでおります。
2. 上記には、平成28年4月9日に逝去により退任した取締役1名（うち社外取締役1名）および、平成28年6月24日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
3. 取締役の報酬額は、平成25年6月25日開催の第96期定時株主総会において、年額2億4,000万円以内（うち社外取締役の報酬等の額は年額2,000万円以内。取締役が使用人を兼ねる場合、その使用人分給与を含みません。）にて決議いただいております。なお、平成28年6月24日開催の第99期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションを廃止し、上記報酬枠とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する業績連動型の株式報酬を、5年間の信託期間につき9億円（年額1億80百万円相当）で決議いただいております。
4. 監査役の報酬額は、平成元年6月29日開催の第72期定時株主総会において月額500万円以内と決議いただいております。

## (5) 社外役員に関する事項

## ① 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役および社外監査役の重要な兼職先は、10頁に記載のとおりです。
- ・取締役外直也氏の兼職先である伊藤忠オートモービル株式会社は、当社の主要株主である伊藤忠商事株式会社の連結子会社ですが、それ以外の特別な関係はありません。
- ・取締役宮崎庄司氏の兼職先である株式会社神戸製鋼所は、当社の主要株主であり、材料供給元ですが、それ以外の特別な関係はありません。
- ・取締役藏本一也氏の兼職先である同志社大学に対して、特定の研究を助成するための寄付を行ったことがありますが、その総額は僅少であり、同大学と当社との間にそれ以外の特別な関係はありません。
- ・監査役長島秀昭氏の兼職先である伊藤忠商事株式会社は、当社の主要株主ですが、それ以外の特別な関係はありません。

## ② 社外役員の主な活動状況

| 区 分       | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                               |
|-----------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 外 直 也   | 当事業年度開催の取締役会12回のうち12回全てに出席し、国内外での経営に関する豊富な経験に基づき、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。                              |
| 社 外 取 締 役 | 宮 崎 庄 司 | 当事業年度開催の取締役会12回のうち12回全てに出席し、技術面も含め、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。                                            |
| 社 外 取 締 役 | 藏 本 一 也 | 平成28年6月24日取締役就任以降に開催の取締役会10回のうち10回全てに出席し、同志社大学大学院ビジネス研究科教授として、財務・会計分野の専門性に基づき、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。 |
| 社 外 監 査 役 | 山 代 芳 喜 | 当事業年度開催の取締役会12回のうち12回全てに出席し、また、監査役会12回のうち12回全てに出席し、国内外での経営に関する豊富な経験に基づき、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。       |
| 社 外 監 査 役 | 長 島 秀 昭 | 当事業年度開催の取締役会12回のうち12回全てに出席し、また、監査役会12回のうち12回全てに出席し、会計・財務に関する経験に基づき、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。            |

③ 社外役員の報酬等の総額

| 区 分                   | 支 給 人 数 | 報 酬 等 の 額 |
|-----------------------|---------|-----------|
| 社 外 役 員 の 報 酬 等 の 総 額 | 7人      | 28,640千円  |

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

有限責任監査法人トーマツに支払った報酬等

① 公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額 40,944千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
40,944千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の報酬について、前期の監査実績と監査時間、監査計画の内容と報酬見積りなどの算定根拠などについて確認のうえ、検討を行った結果、全員一致で妥当と判断して同意しております。

次の当社子会社の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人以外の監査法人が行っております。

| 子 会 社 名                                  | 監 査 法 人 名                                                   |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| SUNCALL AMERICA INC.                     | Deloitte & Touche LLP                                       |
| SUNCALL CO.,(H.K.) LTD.                  | Deloitte & Touche Tohmatsu                                  |
| SUNCALL HIGH PRECISION(THAILAND)LTD.     | Deloitte & Touche Tohmatsu Jaiyos Audit Co.,Ltd.            |
| SUNCALL TECHNOLOGY VIETNAM CO.,LTD.      | Deloitte Vietnam Company Ltd.                               |
| SUNCALL (Guangzhou) CO.,LTD.             | Deloitte & Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP |
| Suncall Technologies (SZ) Co.,Ltd.       | Deloitte & Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP |
| Suncall (Guangzhou) Trading Co.,Ltd.     | Deloitte & Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP |
| SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A. DE C.V. | Deloitte & Touche (Galaz, Yamazaki, Ruiz Urquiza, S.C.)     |
| SUNCALL (Tianjin) Co.,Ltd.               | Deloitte & Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP |

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

## (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

### 解任方針

監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかの規定に該当する場合およびその他これに類する場合には、株主総会に解任の議案を提出することとする。

### 不再任方針

監査役会は会計監査人が以下に該当した場合は、株主総会に不再任の議案を提出することとする。

- ・ 監査の品質の管理体制、その他の会計監査人の職務の遂行が適正に行われる体制が整備されず、適正な監査を実施されなくなった場合等、監査の遂行が著しく困難と認める場合。（会計監査人が「業務停止」等の行政処分をうけ、監査業務が困難であると判断された場合を含む）

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制並びにその運用状況の概要

#### ① 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

##### ア 基本方針

各取締役が相互に監督することと、監査役が取締役の業務の執行状況をチェックすることで、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する。

##### イ 運用状況の概要

当社は、当社「行動規範」を制定し、取締役の業務遂行に係る法令遵守体制を構築・運用するとともに、企業倫理の確立を図っております。取締役会では、経営上の重要事項や取締役の業務分担を決定しています。取締役は、取締役会における決定事項に基づき、「職務権限規程」その他の社内規程に従い職務執行を行うとともに、会社法に基づき、職務執行の状況を取締役会に報告しております。取締役会においては、活発に議論することで、取締役相互および監査役による取締役業務の執行状況監督機能が働いていると判断しております。また、複数の社外取締役・社外監査役を選任することで、監督機能を強化しております。当社の内部監査室は、事業年度ごとに、当社の内部統制システムの具体的な運用実態を監査し、直属である代表取締役社長に書面により報告しております。当社の監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査室および会計監査人と連携して、「監査役会規則」および「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施しております。当社の存続に関わる重大な事故、事件、不祥事、法令上のトラブル、契約上のトラブル、クレーム等が発見された場合は、「非常時に於ける緊急連絡網」により迅速に、正確な情報を関係各部署に伝える体制を「コンプライアンス規程」により構築・運用しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

ア 基本方針

当社の取締役の職務執行に係る情報は、ルールを定めて検索性の高い状態で、かつ漏洩防止策を講じて、保管する。

イ 運用状況の概要

当社の取締役の職務執行に係る情報は、その関連資料とともに「情報管理規程」「機密保護規程」その他の社内規程の定めるところに従い、保存媒体・情報の種類、重要性に応じた保存期間で、保存・管理しております。重要書類は施錠して保管できるようにし、重要電子情報の外部送信時にはパスワードを設定するよう、注意を促しています。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア 基本方針

当社は、リスク情報の収集・リスクの分析・リスク対策を講じる体制を「リスク管理規程」に定め、運用し、損失の回避・低減・移転に努める。

イ 運用状況の概要

当社は、リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、また「リスク管理委員会」を設置して、リスクの洗い出しや、必要な措置および管理体制を構築・運用しております。当社のリスクマネジメントにおける重要事項については、経営会議、取締役会に都度報告しております。当社は、平時においては、「環境マネジメント委員会」「品質会議」「安全衛生委員会」を設けて、各専門分野において、その有するリスクの洗い出しを行い、リスクの低減に取り組んでおります。また有事に備えて、「防災・危機管理マニュアル」を整備しており、防災訓練を行う等、実効性を高めております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア 基本方針

職務分掌や決裁権限、意思決定の手順を明確にし、組織的でかつ効率的な意思決定を行えるよう体制を構築・運用する。

イ 運用状況の概要

取締役会は、当社の経営に関わる重要事項の迅速な意思決定のため、原則として月1回開催し、それ以外にも、必要に応じ臨時でも開催しております。また当社は、取締役会の各取締役に対するチェック機能の充実、および取締役会決議による意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を複数選任しております。それらに加えて当社は、執行役員制度を導入することで、取締役会による戦略策定・経営監視機能と、取締役会が決定した経営方針に基づき執行役員が行う具体的な業務執行とに機能分化し、それぞれの効率化を図っております。なお経営方針および重要な業務執行の意思決定にあたっては、取締役会の前段で、取締役・執行役員で構成する経営会議において十分な情報共有と審議を行っております。個別具体的な業務の執行段階においては、「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」を整備・運用しており、これら社内規程については随時見直しを行っております。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア 基本方針

当社の使用人が法令・定款に従い、各々の責任感で、高い倫理観に基づいた事業活動を行うためにコンプライアンスを推進する。行動規範を始めとした推進体制を構築・運営する。



## イ 運用状況の概要

当社は、コンプライアンス体制の構築・維持・高度化に向けた体制、遵守すべき事項を示した「コンプライアンス規程」を構築・運用しており、当社の使用人は、基本理念、行動規範に則り行動しております。また当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、各階層組織責任者をコンプライアンス推進責任者に任命し、管轄組織のコンプライアンス推進と構成員への周知徹底を図っております。これらに加え当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する重大事実の早期発見と是正を目的に、内部通報体制として、ホットラインを整備しております。この「ホットライン規程」には、通報者に対して不利益な扱いを行わない等、通報者の保護も定めております。なお当社は、コンプライアンス推進のため、計画的な教育・コンプライアンス強化週間の実施・事例資料配布等を行っております。また内部監査室は、当社のコンプライアンス遵守状況を確認すべくモニタリングを実施しております。

### ⑥ 当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

#### ア 当社およびその子会社（以下「グループ会社」という。）の取締役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

##### (7) 基本方針

当社は、グループ会社が営業成績・財務状況その他の重要な情報を当社へ報告する体制について、社内規程に定め、構築・運用する。

##### (1) 運用状況の概要

当社は、グループ会社から当社への重要事項の報告に関して「グループ内部統制基本規程」を定め、構築・運用しております。国内グループ会社においては、国内グループ会社の社長が、原則として月1回開催する当社の執行役員会議に出席し、業務執行状況および重要な事象について報告する体制を、構築・運用しております。海外グループ会社においては、海外グループ会社の社長が出席する海外子会社会議を定期的で開催するとともに、海外子会社社長は日常の業務報告を当社に行っており、海外グループ会社の業務執行状況および重要な事象の内容について報告する体制を、構築・運用しております。

#### イ グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

##### (7) 基本方針

当社は、グループ会社のリスク情報の収集・リスクの分析・リスク対策を講じる体制を「リスク管理規程」に定め、運用し、損失の回避・低減・移転に努める。

##### (1) 運用状況の概要

当社は「リスク管理規程」を定め、リスク管理委員会により当社グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議しております。また、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、必要に応じて、当社グループの緊急時対応計画の策定その他の危機に備えた対応を行っております。

ウ グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(7) 基本方針

当社は、当社グループの中期経営計画を策定し、当社グループ全体に周知徹底する。

(1) 運用状況の概要

当社グループの業務執行は、各社における社内規程に従って実施し社内規程については随時見直しを行っております。グループ会社の役員会には原則として当社の部門長が出席し、グループ会社の経営管理および経営指導にあたっております。また、グループ会社には原則として取締役を派遣して業務の適正を確保しております。また当社は、当社グループの中期経営計画の具体化のため、事業年度ごとの経営方針・目標・重点課題を定め、当社グループ全体に周知徹底しています。また、「職務権限規程」により、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、グループ会社これに準拠した体制を構築・運用しております。当社の内部監査室は、当社グループの職務の効率性について内部監査を実施し、その状況をグループ会社と共有し、改善のための施策を提案しております。

なお上記運用の中には、必ずしも十分ではない点もあることから、適宜、改善してまいります。

エ グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(7) 基本方針

当社は、グループ会社の取締役および使用人が法令・定款に従い、各々の責任感で、高い倫理観に基づいた事業活動を行うために行動規範を始めとしたコンプライアンスの推進体制を構築・運用する。

(1) 運用状況の概要

当社は、グループ会社の取締役および使用人が法令・定款に従い、各々の責任感で、高い倫理観に基づいた事業活動を行うためにコンプライアンスを推進しております。当社は、グループ会社に、「行動規範」「グループ内部統制基本規程」「コンプライアンス規程」を遵守・実行させることにより、当社グループ・コンプライアンスを徹底しております。また当社グループは、当社グループの役員、従業員、および当社の従業員以外の者（派遣社員、協力会社の従業員）が、当社人事・総務部または外部の弁護士に対して、直接または間接に通報を行うことができる内部通報制度を構築・運用しております。なおこれらの運用の中には、必ずしも十分ではない点もあることから、適宜、改善してまいります。当社は、グループ会社の役員、従業員に対し、「行動規範」の配布および職場会議での「行動規範」の唱和、ならびに、各国の状況を踏まえたコンプライアンス教育を適宜行う等、当社グループ全体のコンプライアンス意識の醸成を図っております。当社は、各グループ会社の社長をコンプライアンス責任者とし、当社グループ全体のコンプライアンス活動の強化を図っております。当社内部監査室は、定期的にグループ会社のコンプライアンスに関する監査を実施しております。

オ 上記以外の、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(7) 基本方針

当社は、グループ会社を統括するため、指揮・命令・支援・管理事項・報告事項・監査等の体制を「グループ会社管理規程」に定め、運用する。当社は、グループ会社ごとに主管部門を定め、会社経営に係る各種事項についてのトータル的な支援・管理にあたる体制とする。

(i) 運用状況の概要

当社およびグループ会社の業務執行は、各社における社内規程に従って実施し、社内規程については随時見直しを行っております。グループ会社の役員会には、原則として当社の部門長が出席し、グループ会社の経営管理および経営指導にあっております。また、グループ会社には原則として取締役を派遣して業務の適正を確保しております。

⑦ 監査役職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という。)に関する事項

ア 基本方針

当社は、監査役会の求めに応じて、監査役の業務補助のため、補助使用人として専任の使用人を置く。

イ 運用状況の概要

現在、監査役会から補助使用人を置くことを求められておりませんので、補助使用人を置いておりませんが、求められた場合、随時対応可能な状態を維持しております。

⑧ 当社の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア 基本方針

補助使用人の任命・考課・人事異動・懲戒については、監査役会の同意を必要とする。

イ 運用状況の概要

現在、監査役会から補助使用人を置くことを求められておりませんので、補助使用人を置いておりませんが、仮に置いた場合は、本基本理念に定めたとおりに運用可能な状態を維持しております。

⑨ 補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア 基本方針

補助使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令のもとに職務を遂行する。

イ 運用状況の概要

現在、監査役会から補助使用人を置くことを求められておりませんので、補助使用人を置いておりませんが、仮に置いた場合は、本基本理念に定めたとおりに運用可能な状態を維持しております。

⑩ 当社の取締役および使用人ならびにグループ会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制

ア 基本方針

・当社およびグループ会社の取締役・使用人が、事業状況・リスク管理・コンプライアンス等重要な報告を行う各種重要な会議に、監査役が出席できる体制を構築・運用する。

- ・当社は、当社グループの取締役・使用人が、職務執行に関しての不正行為、法令・定款違反行為、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見した場合に、自己の所属長への通報および内部通報することができる体制、ならびに、社内の会議体を通じて、当社監査役へもこれらの情報が共有される体制を構築・運用する。

イ 運用状況の概要

当社の監査役は、監査役会が定める監査計画および職務の分担に従い、当社の取締役会のほか、経営会議、執行役員会議、その他重要な会議に出席し、当社の取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係書類を閲覧し、必要に応じて当社の取締役または使用人にその説明を求めています。当社の取締役・使用人が、当社の他の取締役の法令・定款違反行為等を発見した場合は、「ホットライン規程」に基づき、通報することが義務付けられており、そのように運用されております。なお、「コンプライアンス委員会」が入手した取締役に関係する重要な問題点は、監査役会に報告することが義務付けられており、実際にそのように運用されております。また、内部通報のルートを通らない法令・定款違反事案については、当社監査役は、「コンプライアンス委員会」の運用状況に対するチェックを通じて、情報を入手しております。上記に加え、当社の取締役は、法令が定める事項のほか、当社の他の取締役の法令・定款違反行為、または会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する体制を構築・運用しております。

- ⑪ 前号の報告をした当社の取締役および使用人ならびにグループ会社の取締役および使用人が、当該報告・通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア 基本方針

内部通報を行った使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

イ 運用状況の概要

当社は、「ホットライン規程」に基づき、内部通報を行った使用人等が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する体制を、構築・運用しております。

- ⑫ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

ア 基本方針

当社は、当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、予算編成にあたっては、当社監査役の意向を勘案する。

イ 運用状況の概要

当社は、当社の予算編成にあたっては、当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の監査業務に必要な予算を、監査役に計上していただいております。

- ⑬ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア 基本方針

当社の監査役は、内部監査室、会計監査人と定期的な会合を持ち、内部監査結果および指摘・提言事項等について協議および意見交換をする等、密接な連携を図る。

当社の監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等の外部専門家を独自に起用することができる。

イ 運用状況の概要

当社の監査役は、月例の定例会において内部監査室との連携の機会をもち、情報・意見交換を行っており、またコーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、原則として四半期に一度、会計監査人と四半期レビュー報告会等において情報・意見交換を行っております。さらに、当社の内部監査室は、監査計画を作成後、監査役と協議・調整を行っております。また、内部監査室長は、内部監査室が行った監査結果を、当社取締役会において報告を行い、監査役への情報共有を行っております。

⑭ 財務報告の信頼性を確保するための体制

ア 基本方針

財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法および関係法令等との適合性を確保する。

イ 運用状況の概要

内部監査室は、「内部統制監査実施規程」に基づき、下記の観点から監査を行っております。

・「整備監査」

内部統制の仕組みが適切に文書化されているかどうかのチェック

・「運用監査」

文書化された内部統制の仕組みどおりに有効に運用されているかどうかのチェック

・「ロールフォワード監査」

期中、整備監査、運用監査で判明した不備について、是正指導し、期末までにそれが適切に運用されているかどうかのチェック

⑮ 反社会的勢力排除に向けた体制

ア 基本方針

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨む。これらの勢力・団体からの不当な圧力や金銭の要求等については断固拒否し、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。また、警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも緊密に連携をとり、体制の強化を図る。

イ 運用状況の概要

当社所定の契約書ひな形に、反社会的勢力排除規定を盛り込むことで、反社会的勢力・団体からの不当な圧力や金銭の要求等については断固拒否し、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を構築しております。また仮に、反社会的勢力に関する何らかの事件・トラブル等が発生した場合は、警察等の捜査当局とも緊密に連携をとり、かかる体制の強化を図る体制の整備・運用を行っております。



## (2) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針。

### ① 基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象会社の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案を強行する動きが顕在化しております。こうした大規模買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会等との良好な関係の維持はもとより、1943年の創業以来、当社が築き上げてきたさまざまな専門的・技術的なノウハウの活用等、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉および当社を支えていただいているステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

### ② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社および当社グループは、上記①の基本方針の実現のために、次のとおりさまざまな取組みを行っております。

#### (i) 売上高の拡大

自動車用部品分野では、既存製品の販売拡大を図るとともに、HV・EV車向け製品への参入を進めます。情報技術分野ではハードディスクドライブ向けマイクロアクチュエーター付きサスペンションや顧客仕様に改良した光通信用コネクタ/アダプターなど開発製品の市場展開を進めます。プリンター用ローラーについては、新用途への活用提案により販売拡大に努めます。

#### (ii) グローバル生産体制の強化

自動車関連はアジアや北米向けの需要が今後ますます伸びることが見込まれます。また、為替リスクなど外部環境の変化に対応すると同時に、新興国メーカーとの競争で優位性を維持しなければなりません。継続した投資を行い日本、アジア、北米の3極生産体制を強化していきます。また弁ばね用線は合併事業による中国での生産を開始し、拡大する需要に対応していきます。なお、北米事業体制強化のため2013年9月に設立したメキシコ現地法人は、現在、弁ばね用線の製造に向けた工場建設および製造ライン設置を進めております。



(iii) 新製品開発体制の強化

次世代自動車H V・E V・F C Vに搭載されるコア技術を応用した製品、バイオマスを利用した環境製品および医療・福祉製品となる装着型運動支援システムの開発に注力します。

(iv) グローバル競争に勝ち抜く原価低減

生産工程を省略しコンパクトな生産ラインにつながる素材開発、生産性を高めたラインへの改造や現場における地道な改善活動など当社グループ丸となった原価改善活動を通じ、原価低減を進めていきます。

(v) 内部統制システムの精度アップと業務の効率化

「内部統制システムの充実」は、業務の効率化、適正化等を通じてさまざまな利益をもたらすと同時に、証券市場に対する内外の信頼を高め、当社を取り巻くすべてのステークホルダーに多大な利益をもたらすものと認識しております。業務ルールの標準化・文書化による責任・権限の明確化・業務の可視化、IT活用による不正・誤謬の発生しないシステムのさらなるレベルアップに取り組んでおります。

(vi) コンプライアンスの推進

当社の一員として、社会人として良識と責任のある行動をとるよう日頃から「コンプライアンス委員会」を軸に推進しております。社員1人ひとりが特に留意すべき事項を「行動規範」として定めており、社員が常に日頃の業務遂行の指針とするよう各職場で繰り返し読み合わせするなどして徹底しております。また、年に一度「コンプライアンス強化週間」を設け、トップメッセージの発信や、コンプライアンスアンケートを実施し、全員参加でコンプライアンスを推進する機会としております。

こうした精密製品の製造・販売、内部統制・コンプライアンスの充実を通じて、株主・投資家をはじめすべてのステークホルダーの皆様方の期待に応えるべく、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を目指した活動を継続してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策を更新することといたしました（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

大規模買付行為を行う者または提案する者（以下「大規模買付者」といいます。）が当社が発行者である株券等について、保有者およびその共同保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けまたは当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けのいずれかにあたる買付けを行った場合は、新株予約権の無償割当て、その他当社取締役会が適切と認めた対抗措置を行うか否かを検討いたします。

大規模買付者は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大規模買付者の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます（大規模買付者から当社への連絡は、書面または口頭を問わず、すべて日本語にてなすものとします。）。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、かかる情報を追加的に提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報・資料等に基づき、また、必要に応じて外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討を行い、当社取締役会による代替案の検討および大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

さらに、大規模買付者から大規模買付行為に係る提案がなされた事実とその概要、本必要情報の概要その他の状況および当社取締役会としての意見を速やかに情報開示します。

当社は、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認手続として、株主意思確認総会における株主投票、または総会に依らない書面投票のいずれかを選択できるものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会と併せて開催される場合もあります。但し、(i)大規模買付ルールが遵守されない場合、(ii)大規模買付ルールが遵守され、かつ、当社取締役会が当該買収提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合、(iii)大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反すると判断される場合には、株主意思の確認手続は行われません。

④ 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、上記②記載の取組みが、当社の企業理念に根ざした企業価値向上策として、また、上記③記載の取組みが下記に記載するような合理性を有する買収防衛策として、いずれも上記①記載の基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ・買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しています。また、経済産業省・企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方に沿うものであります。

- ・株主共同利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものです。

- ・株主意思を重視するものであること

本プランは、平成26年6月25日開催の当社第97期定時株主総会において承認の決議を得て更新されたものであり、その有効期間は平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更または廃止されることになります。

さらに、大規模買付ルールに従った大規模買付行為が行われた場合には、原則として、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思を確認し、本プランに基づいた対抗措置の実施について、株主の皆様にご判断いただくこととなっております。

- ・合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

- ・第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現した場合、独立した第三者の助言を得ることができることにより、当社取締役会による判断の公正さおよび客観性がより強く担保された仕組みとなっております。

- ・デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大規模に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額    | 科 目                     | 金 額    |
|-------------------|--------|-------------------------|--------|
| (資 産 の 部)         |        | (負 債 の 部)               |        |
| 流 動 資 産           | 22,401 | 流 動 負 債                 | 9,158  |
| 現 金 及 び 預 金       | 7,865  | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金       | 4,518  |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 8,470  | 短 期 借 入 金               | 83     |
| 商 品 及 び 製 品       | 1,604  | 1 年 内 返 済 予 定 の 金       | 99     |
| 仕 掛 品             | 1,655  | 長 期 借 入 金               |        |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 1,697  | リ ー ス 債 務               | 233    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 270    | 未 払 金                   | 2,600  |
| そ の 他             | 836    | 未 払 法 人 税 等             | 378    |
| 固 定 資 産           | 22,895 | 賞 与 引 当 金               | 398    |
| 有 形 固 定 資 産       | 16,833 | そ の 他                   | 846    |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 5,015  | 固 定 負 債                 | 3,263  |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 7,853  | 長 期 借 入 金               | 1,398  |
| 土 地               | 1,767  | リ ー ス 債 務               | 437    |
| リ ー ス 資 産         | 769    | 繰 延 税 金 負 債             | 520    |
| 建 設 仮 勘 定         | 993    | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 819    |
| そ の 他             | 434    | そ の 他                   | 86     |
| 無 形 固 定 資 産       | 351    | 負 債 合 計                 | 12,422 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 5,709  | (純 資 産 の 部)             |        |
| 投 資 有 価 証 券       | 4,908  | 株 主 資 本                 | 30,483 |
| 長 期 貸 付 金         | 112    | 資 本 金                   | 4,808  |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 369    | 資 本 剰 余 金               | 2,830  |
| 繰 延 税 金 資 産       | 50     | 利 益 剰 余 金               | 23,815 |
| そ の 他             | 269    | 自 己 株 式                 | △970   |
| 資 産 合 計           | 45,296 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 2,252  |
|                   |        | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 2,294  |
|                   |        | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           | 2      |
|                   |        | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | △83    |
|                   |        | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | 38     |
|                   |        | 新 株 予 約 権               | 138    |
|                   |        | 純 資 産 合 計               | 32,874 |
|                   |        | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 45,296 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目             |     | 金 額 |        |
|-----------------|-----|-----|--------|
| 売上高             |     |     | 37,980 |
| 売上原価            |     |     | 31,044 |
| 売上総利益           |     |     | 6,936  |
| 販売費及び一般管理費      |     |     | 4,686  |
| 営業利益            |     |     | 2,250  |
| 営業外収益           |     |     |        |
| 受取利息            | 7   |     |        |
| 受取配当金           | 119 |     |        |
| 受取賃貸料           | 12  |     |        |
| 物品売却益           | 62  |     |        |
| その他の            | 114 |     | 317    |
| 営業外費用           |     |     |        |
| 支払利息            | 60  |     |        |
| 持分法による投資損失      | 123 |     |        |
| 為替差損            | 628 |     |        |
| その他の            | 20  |     | 832    |
| 経常利益            |     |     | 1,734  |
| 特別利益            |     |     |        |
| 固定資産売却益         | 0   |     |        |
| 投資有価証券売却益       | 35  |     | 36     |
| 特別損失            |     |     |        |
| 固定資産売却損         | 10  |     |        |
| 固定資産廃棄損         | 18  |     | 28     |
| 税金等調整前当期純利益     |     |     | 1,742  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 682 |     |        |
| 法人税等調整額         | △33 |     | 648    |
| 当期純利益           |     |     | 1,093  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     |     | 1,093  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集と通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類



# 連結株主資本等変動計算書

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位：百万円)

| 項 目                 | 株 主 資 本 |           |           |         | 株主資本合計 |
|---------------------|---------|-----------|-----------|---------|--------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 |        |
| 当連結会計年度期首残高         | 4,808   | 2,743     | 23,341    | △891    | 30,002 |
| 当連結会計年度変動額          |         |           |           |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当         |         |           | △571      |         | △571   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |         |           | 1,093     |         | 1,093  |
| 自己株式の取得             |         |           |           | △281    | △281   |
| 自己株式の処分             |         | 89        |           | 191     | 281    |
| 新株予約権の行使            |         | △2        |           | 9       | 7      |
| 持分法の範囲の変更に伴う増減      |         |           | △48       |         | △48    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |           |           |         |        |
| 当連結会計年度変動額合計        | －       | 86        | 473       | △79     | 481    |
| 当連結会計年度期末残高         | 4,808   | 2,830     | 23,815    | △970    | 30,483 |

(単位：百万円)

| 項 目                 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |              |                      |                         | 新株予約権 | 純資産合計  |
|---------------------|-----------------------|--------------|--------------|----------------------|-------------------------|-------|--------|
|                     | その他有価証券<br>評価差額金      | 繰延ヘッジ<br>損 益 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付<br>に係る調<br>整累計額 | その他の包<br>括利益累計<br>額 合 計 |       |        |
| 当連結会計年度期首残高         | 2,069                 | △0           | 729          | 126                  | 2,925                   | 145   | 33,073 |
| 当連結会計年度変動額          |                       |              |              |                      |                         |       |        |
| 剰 余 金 の 配 当         |                       |              |              |                      |                         |       | △571   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |                       |              |              |                      |                         |       | 1,093  |
| 自己株式の取得             |                       |              |              |                      |                         |       | △281   |
| 自己株式の処分             |                       |              |              |                      |                         |       | 281    |
| 新株予約権の行使            |                       |              |              |                      |                         |       | 7      |
| 持分法の範囲の変更に伴う増減      |                       |              | △25          |                      | △25                     |       | △73    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 224                   | 3            | △787         | △88                  | △647                    | △7    | △655   |
| 当連結会計年度変動額合計        | 224                   | 3            | △812         | △88                  | △672                    | △7    | △198   |
| 当連結会計年度期末残高         | 2,294                 | 2            | △83          | 38                   | 2,252                   | 138   | 32,874 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

サンコール株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 木村幸彦 印    |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 下井田 晶 代 印 |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンコール株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンコール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額    | 科 目                     | 金 額    |
|-------------------|--------|-------------------------|--------|
| (資 産 の 部)         |        | (負 債 の 部)               |        |
| 流 動 資 産           | 16,421 | 流 動 負 債                 | 6,527  |
| 現 金 及 び 預 金       | 5,179  | 買 掛 金                   | 3,825  |
| 受 取 手 形           | 191    | リ ー ス 債 務 金             | 37     |
| 売 掛 金             | 6,812  | 未 払 金                   | 1,803  |
| 商 品 及 び 製 品       | 818    | 未 払 費 用                 | 178    |
| 仕 掛 品             | 1,054  | 未 払 法 人 税 等             | 228    |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 633    | 預 り 金                   | 139    |
| 短 期 貸 付 金         | 530    | 賞 与 引 当 金               | 306    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 158    | そ の 他                   | 6      |
| 未 収 入 金           | 916    | 固 定 負 債                 | 1,078  |
| そ の 他             | 126    | リ ー ス 債 務 金             | 58     |
| 固 定 資 産           | 22,914 | 繰 延 税 金 負 債             | 404    |
| 有 形 固 定 資 産       | 9,292  | 退 職 給 付 引 当 金           | 606    |
| 建 物               | 2,914  | そ の 他                   | 8      |
| 構 築 物             | 217    | 負 債 合 計                 | 7,605  |
| 機 械 及 び 装 置       | 3,961  | (純 資 産 の 部)             |        |
| 車 両 及 び 運 搬 具     | 2      | 株 主 資 本                 | 29,294 |
| 工 具、器 具 及 び 備 品   | 258    | 資 本 金                   | 4,808  |
| 土 地               | 1,542  | 資 本 剰 余 金               | 2,830  |
| リ ー ス 資 産         | 96     | 資 本 準 備 金               | 2,721  |
| 建 設 仮 勘 定         | 298    | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 108    |
| 無 形 固 定 資 産       | 320    | 利 益 剰 余 金               | 22,627 |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 313    | 利 益 準 備 金               | 581    |
| 電 話 加 入 権         | 6      | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 22,045 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 13,301 | 技 術 研 究 積 立 金           | 2,800  |
| 投 資 有 価 証 券       | 2,576  | 設 備 改 修 積 立 金           | 2,450  |
| 関 係 会 社 株 式       | 10,115 | 別 途 積 立 金               | 8,920  |
| 従 業 員 長 期 貸 付 金   | 0      | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 7,875  |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 383    | 自 己 株 式                 | △970   |
| 長 期 前 払 費 用       | 32     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 2,297  |
| 前 払 年 金 費 用       | 121    | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 2,294  |
| そ の 他             | 72     | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           | 2      |
| 資 産 合 計           | 39,336 | 新 株 予 約 権               | 138    |
|                   |        | 純 資 産 合 計               | 31,730 |
|                   |        | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 39,336 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自平成28年 4 月 1 日 至平成29年 3 月31日)

(単位：百万円)

| 科 目                     |     | 金 額 |        |
|-------------------------|-----|-----|--------|
| 売 上 高                   |     |     | 26,422 |
| 売 上 原 価                 |     |     | 22,036 |
| 売 上 総 利 益               |     |     | 4,385  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |     |     | 3,199  |
| 営 業 利 益                 |     |     | 1,186  |
| 営 業 外 収 益               |     |     |        |
| 受 取 利 息                 | 29  |     |        |
| 受 取 配 当 金               | 799 |     |        |
| 受 取 賃 貸 料               | 51  |     |        |
| そ の 他                   | 73  |     | 954    |
| 営 業 外 費 用               |     |     |        |
| 賃 貸 費 用                 | 40  |     |        |
| 為 替 差 損                 | 341 |     |        |
| そ の 他                   | 13  |     | 395    |
| 経 常 利 益                 |     |     | 1,744  |
| 特 別 利 益                 |     |     |        |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 0   |     |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 35  |     | 35     |
| 特 別 損 失                 |     |     |        |
| 固 定 資 産 廃 棄 損           | 13  |     | 13     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |     |     | 1,766  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 386 |     |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △42 |     | 344    |
| 当 期 純 利 益               |     |     | 1,422  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類 / 監 査 報 告

計 算 書 類 / 監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

# 株主資本等変動計算書

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位：百万円)

| 項 目                     | 株 主 資 本 |           |          |           |          |         | 株主資本合計 |
|-------------------------|---------|-----------|----------|-----------|----------|---------|--------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |          | 利 益 剰 余 金 |          | 自 己 株 式 |        |
|                         |         | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 利益準備金     | その他利益剰余金 |         |        |
| 当 期 首 残 高               | 4,808   | 2,721     | 21       | 581       | 21,194   | △891    | 28,436 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |          |           |          |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |          |           | △571     |         | △571   |
| 当 期 純 利 益               |         |           |          |           | 1,422    |         | 1,422  |
| 自己株式の取得                 |         |           |          |           |          | △281    | △281   |
| 自己株式の処分                 |         |           | 89       |           |          | 191     | 281    |
| 新株予約権の行使                |         |           | △2       |           |          | 9       | 7      |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変動額（純額） |         |           |          |           |          |         |        |
| 当期変動額合計                 | －       | －         | 86       | －         | 851      | △79     | 858    |
| 当 期 末 残 高               | 4,808   | 2,721     | 108      | 581       | 22,045   | △970    | 29,294 |

(単位：百万円)

| 項 目                     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |              |                | 新株予約権 | 純資産合計  |
|-------------------------|------------------|--------------|----------------|-------|--------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損 益 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |        |
| 当 期 首 残 高               | 2,069            | △0           | 2,069          | 145   | 30,651 |
| 当 期 変 動 額               |                  |              |                |       |        |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |              |                |       | △571   |
| 当 期 純 利 益               |                  |              |                |       | 1,422  |
| 自己株式の取得                 |                  |              |                |       | △281   |
| 自己株式の処分                 |                  |              |                |       | 281    |
| 新株予約権の行使                |                  |              |                |       | 7      |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変動額（純額） | 224              | 3            | 228            | △7    | 220    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 224              | 3            | 228            | △7    | 1,079  |
| 当 期 末 残 高               | 2,294            | 2            | 2,297          | 138   | 31,730 |

その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

| 項 目             | 技 術 研 究 金<br>積 立 金 | 設 備 改 修 金<br>積 立 金 | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 金<br>剰 余 金 | 合 計    |
|-----------------|--------------------|--------------------|-----------|--------------------|--------|
| 当 期 首 残 高       | 2,800              | 2,450              | 8,520     | 7,424              | 21,194 |
| 当 期 変 動 額       |                    |                    |           |                    |        |
| 剰 余 金 の 配 当     |                    |                    |           | △571               | △571   |
| 別 途 積 立 金 の 積 立 |                    |                    | 400       | △400               | －      |
| 当 期 純 利 益       |                    |                    |           | 1,422              | 1,422  |
| 当 期 変 動 額 合 計   | －                  | －                  | 400       | 451                | 851    |
| 当 期 末 残 高       | 2,800              | 2,450              | 8,920     | 7,875              | 22,045 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

サンコール株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木 村 幸 彦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下井田 晶 代 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンコール株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

招集  
通知

事業  
報告

連結計算書類  
監査報告

計算書類  
監査報告

株主総会  
参考書類

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツ の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツ の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

## サ ン コ ー ル 株 式 会 社 監 査 役 会

常 勤 監 査 役                      山 代 芳 喜 ㊞

常 勤 監 査 役                      尾 田                      浩 ㊞

監    査    役                      長 島 秀 昭 ㊞

(注) 常勤監査役山代芳喜、並びに監査役長島秀昭は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営環境の変化への備えならびに強靱な経営体質の構築のため、内部留保の充実に意を用いつつ、安定した配当を継続して行うことを基本としており、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき10円  
総額 322,604,470円  
なお、当期の年間配当金は、1株につき中間配当金8円を含め、18円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成29年6月26日

2. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額  
別途積立金 400,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額  
繰越利益剰余金 400,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
取締役候補者は、次のとおりであります。

1 やまぬし ちひろ  
山主 千尋

| 生 年 月 日             | 昭和29年 5月22日生                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 | 31,535株 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 昭和52年 4 月 当社入社<br>平成17年 1 月 SUNCALL AMERICA INC.社長<br>平成20年 4 月 当社執行役員 精密機能加工部門長代理 広瀬テクノロジー株式会社代表取締役社長<br>平成22年 4 月 当社常務執行役員 サスペンション事業部門長<br>平成23年 6 月 当社取締役 常務執行役員 情報・精密製品部門長<br>平成24年 6 月 当社常務取締役 常務執行役員 情報・精密製品部門長<br>平成25年 6 月 当社代表取締役社長<br>現在に至る<br>[重要な兼職] KOBELCO SPRING WIRE (FOSHAN) CO.,LTD. 副董事長 |            |         |
| 取締役候補者とした理由         | 長年にわたる国内・海外子会社の経営経験および平成25年 6 月就任以来の当社代表取締役社長としての経営経験とともに、卓越した経営手腕を有していることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためです。                                                                                                                                                                                               |            |         |

- (注) 1. 山主千尋氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 上記所有株式数には、サンコール役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

## 2 おおたにただお 大谷 忠雄

| 生 年 月 日             | 昭和35年9月27日生                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式数 | 23,100株 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 昭和60年4月 当社入社<br>平成16年4月 当社デジトロ製品Ⅱ部門 SMP 部長<br>平成23年4月 当社執行役員 サスペンション事業部門長代理<br>平成23年6月 当社執行役員 サスペンション事業部門長<br>平成26年4月 当社常務執行役員 情報・精密製品部門長<br>平成27年6月 当社取締役 常務執行役員 情報・精密製品部門長<br>平成27年11月 当社取締役 常務執行役員 生産・事業管理副本部長<br>平成29年4月 当社取締役 常務執行役員 生産事業本部長<br>現在に至る<br>[重要な兼職] 該当事項はありません。 |            |         |
| 取締役候補者とした理由         | 主に当社デジトロ製品部門、サスペンション部門、および情報・精密製品部門等のさまざまな事業分野において優れた手腕を発揮され、平成27年6月の当社取締役就任からも卓越した経営手腕を発揮されていることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためです。                                                                                                                                              |            |         |

- (注) 1. 大谷忠雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 上記所有株式数には、サンコール役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。



### 3 若林 正二郎 (新任)

| 生 年 月 日                 | 昭和34年 8 月 7 日生                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数 | 27,731株 |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況 | 昭和60年 4 月 当社入社<br>平成18年 4 月 サンコールエンジニアリング株式会社 代表取締役社長<br>平成23年 4 月 当社執行役員 開発部門長<br>平成26年 4 月 当社常務執行役員 開発部門長<br>平成29年 4 月 当社常務執行役員 サスペンション部門長<br>現在に至る<br>[重要な兼職] 該当事項はありません。 |            |         |
| 取締役候補者とした理由             | サンコールエンジニアリング株式会社および当社開発部門において優れた手腕を発揮され、平成23年 4 月の当社執行役員就任からも卓越した業務執行に係る手腕を発揮されていることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためです。                                                     |            |         |

- (注) 1. 若林正二郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 上記所有株式数には、サンコール役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

# 4 にしむろ 西室 よしひさ 喜永 (新任)

| 生 年 月 日             | 昭和33年5月6日生                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 | 0株 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----|
| 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 昭和56年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社<br>平成21年 4 月 同社プラント・船舶部門長代行<br>平成24年 3 月 同社ベトナム支配人（ハノイ駐在） 兼 ハノイ事務所長<br>平成26年 4 月 同社アセアン・南西アジア総支配人補佐（ベトナム担当）（ハノイ駐在） 兼 ベトナム支配人 兼 ハノイ事務所長<br>平成28年 6 月 当社常務執行役員 営業本部長付<br>平成29年 4 月 当社常務執行役員 営業部門長<br>現在に至る<br>[重要な兼職] 該当事項はありません。 |            |    |
| 取締役候補者とした理由         | グローバルにビジネスを展開する企業においてさまざまな分野で実績を残され、また平成28年6月の当社常務執行役員就任以来、主に海外部門、営業部門において、その経験を活かし、経営に関する高い見識を発揮されていることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためです。                                                                                                           |            |    |

（注）西室喜永氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

|             |
|-------------|
| 招集と通知       |
| 事業報告        |
| 連結計算書類／監査報告 |
| 計算書類／監査報告   |
| 株主総会参考書類    |

## 5 かなだ まさとし 金田 雅年 (新任)

| 生 年 月 日             | 昭和36年 4月21日生                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数 | 0株 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----|
| 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 昭和61年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社<br>平成14年 7 月 ITOCHU Automobile America Inc.出向 Vice President (デトロイト駐在)<br>平成19年 4 月 伊藤忠商事株式会社 自動車事業推進部 部品事業課長<br>平成24年 6 月 伊藤忠オートモービル株式会社 経営企画室長<br>平成29年 4 月 同社 取締役 経営企画室長<br>現在に至る<br>[重要な兼職] 伊藤忠オートモービル株式会社 取締役 経営企画室長 |            |    |
| 社外取締役候補者とした理由       | 伊藤忠商事株式会社において、主に自動車部門における国内外での長年の経験を有しておられますことから、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待したためであります。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。                                                                                                                   |            |    |

- (注) 1. 金田雅年氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 金田雅年氏は、社外取締役候補者であります。  
 金田雅年氏の兼職先である伊藤忠オートモービル株式会社は、当社の主要株主である伊藤忠商事株式会社の連結子会社ですが、それ以外の特別な関係はありません。
3. 金田雅年氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

| 生 年 月 日             | 昭和37年11月12日生                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式数 | 0株 |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----|
| 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | <p>昭和60年 4 月 株式会社神戸製鋼所入社</p> <p>平成20年10月 同社鉄鋼部門 神戸製鉄所条鋼圧延部長 兼 加古川製鉄所線材部長</p> <p>平成23年 4 月 同社鉄鋼事業部門 神戸製鉄所 線材条鋼技術部長</p> <p>平成24年10月 同社鉄鋼事業部門 神戸製鉄所 副所長</p> <p>平成26年 4 月 同社 加古川製鉄所 副所長</p> <p>平成27年 4 月 同社執行役員 鉄鋼事業部門 神戸製鉄所長</p> <p>平成27年 6 月 当社取締役<br/>現在に至る</p> <p>平成29年 4 月 株式会社神戸製鋼所 常務執行役員 鉄鋼事業部門 神戸製鉄所長<br/>現在に至る</p> <p>[重要な兼職] 株式会社神戸製鋼所 常務執行役員 鉄鋼事業部門 神戸製鉄所長</p> |            |    |
| 社外取締役候補者とした理由       | <p>長年にわたる株式会社神戸製鋼所における製造責任者としての経験や、技術面を含む専門知識から、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待したためであります。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                       |            |    |

(注) 1. 宮崎庄司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 宮崎庄司氏は、社外取締役候補者であります。

宮崎庄司氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社の社外取締役としての在任期間は、平成27年6月24日開催の第98期定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって2年間であります。

宮崎庄司氏の兼職先である株式会社神戸製鋼所は、当社の主要株主であり、材料供給元ですが、それ以外の特別な関係はありません。

3. 当社は、宮崎庄司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された際には、当該契約を継続する予定であります。

7 くらもと かずや  
藏本 一也

| 生 年 月 日             | 昭和29年12月15日生                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 | 0株 |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----|
| 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 昭和52年 4 月 ミズノ株式会社入社<br>平成15年 4 月 同社品質保証部長 兼 E マーケティング室長<br>平成20年 3 月 株式会社ミズノアベール 代表取締役社長<br>平成21年 4 月 独立行政法人国民生活センター特別顧問<br>平成22年 3 月 神戸大学大学院経営学研究科准教授<br>平成25年 4 月 同志社大学大学院ビジネス研究科教授<br>平成28年 6 月 当社取締役<br>現在に至る<br>平成29年 4 月 同志社大学大学院ビジネス研究科研究科長 教授<br>現在に至る<br>[重要な兼職] 同志社大学大学院ビジネス研究科研究科長 教授<br>関西学院大学経済学部非常勤講師<br>独立行政法人国民生活センター 紛争解決委員会委員<br>公益財団法人関西消費者協会 理事<br>関西テレビ放送株式会社 オンブズカンテレ委員会委員長<br>大阪いずみ市民生活協同組合 社会的責任評価委員会委員長<br>明治安田生命保険相互会社 消費者専門委員<br>六甲カントリー倶楽部 理事競技委員長 |            |    |
| 受 賞 経 歴             | 平成21年 4 月 消費者支援功労者内閣府担当大臣表彰受賞                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |    |
| 社外取締役候補者とした理由       | 一般企業での勤務経験を有しておられるとともに、同志社大学大学院ビジネス研究科教授として、株式会社の牽制・チェック機能等のコーポレート・ガバナンス分野および企業の財務・会計分野を専門の一つとされていることから、客観的・総合的な視点から当社の経営に対する監督とチェック機能が期待できるとともに、かつ、財務および会計に関する相当程度の知見を有されていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。                                                                                                                                                                                                                                                         |            |    |

- (注) 1. 藏本一也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 藏本一也氏は、社外取締役候補者であります。  
 藏本一也氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社の社外取締役としての在任期間は、平成28年6月24日開催の第99期定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって1年間であります。  
 当社は藏本一也氏の兼職先である同志社大学に対して、特定の研究を助成するための寄付を行ったことがあります、その総額は僅少であり、同大学と当社との間にそれ以外の特別な利害関係はありません。
3. 当社は、藏本一也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は、藏本一也氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された際には、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役長島秀昭氏が辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は、次のとおりであります。

のうみ ひでのり  
能美 英宜 (新任)

|                  |                                                                                                                                                                                                                       |            |    |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----|
| 生 年 月 日          | 昭和43年6月22日生                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式数 | 0株 |
| 略歴、地位および重要な兼職の状況 | 平成3年4月 伊藤忠商事株式会社入社<br>平成23年4月 同社 統合リスクマネジメント部 企画統轄室長<br>平成25年4月 同社 人事・総務部グループ経営推進室長<br>平成26年4月 同社 欧州総支配人付（ロンドン駐在）<br>平成29年5月 同社 機械カンパニーCFO補佐 兼 機械事業・リスク管理室長<br>現在に至る<br>[重要な兼職] 伊藤忠商事株式会社 機械カンパニーCFO補佐 兼 機械事業・リスク管理室長 |            |    |
| 社外監査役候補者とした理由    | 伊藤忠商事株式会社において、同社のリスクマネジメントに係る部門の責任者や、CFO補佐を歴任され、リスク管理ならびに財務および会計に関する相当程度の知見を有しておられますことから、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待したためであります。上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。                                                 |            |    |

- (注) 1. 能美英宜氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 能美英宜氏は、社外監査役候補者であります。  
能美英宜氏の兼職先である伊藤忠商事株式会社は、当社の主要株主ですが、それ以外の特別な関係はありません。
3. 能美英宜氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。



第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

た な か ひ と し  
田 中 等

| 生 年 月 日              | 昭和27年5月7日生                                                                                                  | 所有する当社の株式数 | 0株 |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----|
| 略歴および<br>重要な兼職の状況    | 昭和54年4月 大阪弁護士会登録、淀屋橋合同法律事務所(現弁護士法人淀屋橋・山上合同)入所<br>昭和61年1月 同事務所 パートナー<br>現在に至る<br>[重要な兼職] 弁護士法人淀屋橋・山上合同 パートナー |            |    |
| 補欠の社外監査役候補者<br>とした理由 | 第三者の視点から当社の経営に対する監督とチェック機能を期待したためであります。また同氏の長年にわたる弁護士としての経験・見識から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。        |            |    |

- (注) 1. 田中等氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田中等氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
田中等氏の兼職先である弁護士法人淀屋橋・山上合同との間で顧問契約を締結しておりますが、当該弁護士法人への代価の支払額は僅少であり、それ以外の特別な関係はありません。
3. 田中等氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成20年6月23日開催の当社第91期定時株主総会において、当社株券等の大規模買付行為への対応策（以下「旧プラン」といいます。）を導入し、その後、平成23年6月24日開催の当社第94期定時株主総会および平成26年6月25日開催の当社第97期定時株主総会において、旧プランの更新について、株主の皆様からご承認をいただきましたが、更新後の旧プランの有効期限は、本定時株主総会終結の時となっております。

当社は、旧プランの更新後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる動向および議論の進展を受け、旧プランがさらに当社の企業価値および株主共同の利益に沿うものとなるよう検討を行いました。

その結果、当社は、平成29年5月12日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られることを条件に、旧プランの一部を改定したうえで更新することを決議いたしました（以下、改定後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本議案は、本プランへの更新につきまして、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランの詳細は下記のとおりですが、本プランの旧プランからの主要な変更点は、以下のとおりです。

- ・大規模買付行為が行われる場合、当社取締役会は、原則として社外役員から構成される独立委員会を設置するとともに、対抗措置の発動等の判断にあたり、独立委員会の勧告を最大限尊重することとしました。
- ・大規模買付者に提供を求める情報の内容を一部見直しました。
- ・その他字句および表現の修正等の所要の変更を行いました。

なお、本プランへの更新を決定した取締役会には、当社監査役2名が出席し、いずれの監査役からも本プランの採用に異議は出ておりません。

また、会社法、金融商品取引法ならびにそれらに関する規則、政令、内閣府令および省令等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称の変更や従前の法令等を継承する新たな法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとしたします。

### 記

## I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### 1. 基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、対象会社の経営陣の賛同を得ずに一方的に行われる大規模買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会等との良好な関係の維持はもとより、1943年の創業以来、当社が築き上げてきたさまざまな専門的・技術的なノウハウの活用等、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉および当社を支えていただいているステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならぬと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

## 2. 基本方針の実現に資する取組み

当社および当社グループは、上記1の基本方針の実現のために、次のとおりさまざまな取組みを行っております。

### ①自動車関連事業の拡大

グローバル市場での競争が激化する中、既存製品群とその応用製品での販売拡大を進めます。世界自動車販売台数は2020年頃には約1億台に達することが予想され、当社連結売上約7割を占める自動車関連事業はさらに成長が見込める事業と考えております。当社は、自動車関連材料・部品における強みを大いに発揮し、さらに一層のシェアの維持・拡大に努めてまいります。

#### (ア) 弁ばね用材料事業の拡大

弁ばね用材料事業において、客先需要が当社の生産能力を超えることが予測されることを踏まえ、将来需要に備えるべくグローバルな生産体制の整備を目指し、京都工場、中国、メキシコの3拠点による材料生産体制の増強を進めてまいりました。2016年度にはほぼ生産体制が確立し、今後は新規顧客の開拓も進め、さらなる需要の取り込みを進めてまいります。3拠点からの供給を効率的に行うことにより、BCP対応も含めて万全の態勢で臨んでまいります。

#### (イ) 「材料から製品までの一貫生産」の強みを活かす

「材料から製品までの一貫生産」の強みを最大限活かし、HV車用弁ばね材料や高トルクぜんまいばね用圧延材など材料開発にも取り組んでおり、顧客の技術要求にも対応してまいります。

#### ・シートベルト用ぜんまいばねと材料のシェア拡大

自動車ユーザーの安全に対する意識が向上するとともに、自動車における安全装置の重要性も高まっています。

シートベルトについても、需要増を見込みグローバル・シェアを拡大すべく、さらに供給能力を引き上げてゆく方針です。当社は、韓国企業との合併会社で材料を一極集中生産することで、生産効率の向上とスケールメリットを追求し、他方、ぜんまいばねの製造については、グローバル拠点を活用することで、現地顧客のニーズを確実に掘み対応する体制を構築しています。メキシコにおいて量産を開始、北米市場参入を促進していきます。

## ②電子情報通信セグメントー経営資源の集中と開発・営業力の強化

電子情報通信分野は技術革新や需要変動リスクを伴うものの、クラウドコンピューティング化の促進や北米市場の拡大が予測されることから、当社連結売上約3割を占める電子情報通信事業は、成長が予測されるデータセンター市場や企業向けサーバ部品をターゲットに経営資源を集中し、開発力、営業力を強化しシェアの維持・拡大を図ります。

## ③新規事業への取組み

当社の得意とする精密塑性加工技術と電子情報通信部品製造技術を応用して、自動車電動化部品の開発、医療・環境分野への参入を進めています。

### (ア) 自動車電動化部品

次世代自動車（HV・PHV・EV・FCV）の需要は、各国の燃費規制強化に伴い2025年以降加速することが予測されています。当社は精密塑性加工技術・塗装技術・接合技術を活かした以下の製品開発に取り組んでいます。

#### ・シャントonバスバー

バスバー一体型の大電流センサーで低電流から大電流（200～800アンペア）まで高精度に検出します。国内外からの引き合いも多く、一部部品は量産用として正式採用が決まり2017年度より販売を開始いたします。

#### ・バスリング

モーターの配線作業を大幅に簡素化できる新しいバスリングで、1本の銅の平角線からの成形でプレス金型が不要であり、小ロット対応が可能な製品です。これによりHV車、EV車等のモーター、産業用モーター等に使用が可能な製品です。

#### ・角線マグネットワイヤ

当社の特許技術・圧延技術による角線を使用することによりモーターの小型化、ならびにアルミ製による軽量化および耐熱性の向上等の特性を有しております。これらの特性により、当社のモーターコイル用マグネットワイヤは、車載モーターや電気製品搭載モーターのコイル材として使用可能な製品です。

#### ・ワイヤレス給電コイル

異形断面材のエッジワイズ曲げ技術、およびリアクトルコイルの加工後塗装技術の応用等による大電流用の非接触給電コイル製品であり、異形断面性による丸線の約半分のコイル厚、加工後塗装による高い耐電圧性、および安定形状による周波数安定性を有しております。これらの特性により、EV車や電車等大電流用の給電コイル、高速道路の移動給電システム用給電コイル等に使用可能な製品です。

(イ) 医療・介護機器

山梨大学、大日本印刷との共同開発による、人工膝関節置換手術後のリハビリロボット KAI-Rは製造販売業許可を取得し、2018年度の上市に向けての準備を進めています。

また、京都大学COIプログラムで取り組んでいます脳卒中後の歩行リハビリロボットは改良型2号機が完成し、当年度より評価データ収集を本格化させ完成度を高めてまいります。

(ウ) 環境・エネルギー関連市場への参入

当社は、太陽電池に使用されるシリコン・ウエハの切断ダイヤモンド砥粒電着ワイヤーソーの量産体制を確立し、受注活動を進めています。

また、独自開発した連続炭化装置は、高温水蒸気の利用により、材料を燃やす必要がなくCO<sub>2</sub>削減を可能としています。この装置により量産した竹炭は、タッチパネルインク材料として販売を開始しています。今後は、付加価値の高い微粒子炭の用途開発に挑戦してまいります。

## Ⅱ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株券等の大規模な買付行為への対応策）

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大規模な買付行為への対応策（本プラン）を更新いたします。具体的には、以下に定める内容の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定いたします。

### 1. 本プランの発動に係る手続

#### (1) 対象となる大規模買付行為

本プランは下記①または②に該当する当社株式の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除き、当該行為を、以下「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行う者または提案する者（以下「大規模買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うこととします。

①当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>およびその共同保有者<sup>3</sup>の株券等保有割合<sup>4</sup>が20%以上となる買付け

②当社が発行者である株券等<sup>5</sup>について、公開買付け<sup>6</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>7</sup>およびその特別関係者<sup>8</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

#### (2) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。なお、買付証明書を含む大規模買付者からの意見、応答等における当社との使用言語はすべて日本語に限ります。



当社取締役会は、後記の独立委員会の助言を受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、大規模買付者においては、かかる情報を追加的に提供していただきます。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および略歴、株券等の所有状況および取引状況等を含みます。）
  - ②大規模買付行為をする株券等の種類、大規模買付行為の目的、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の価格・種類、買付予定の株券等の数および大規模買付行為を行った後における株券等所有割合、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性等を含みます。なお、大規模買付行為の適法性については、弁護士による意見書をご提出いただくこととします。）
  - ③大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合はその相手方の概要ならびに当該意思連絡の具体的な態様および内容
  - ④大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定の経緯、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
  - ⑤大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
  - ⑥大規模買付行為の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
  - ⑦大規模買付行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
  - ⑧当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
  - ⑨反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連の有無（直接・間接を問いません。）およびこれらに対する対処方針
  - ⑩その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (3)大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の検討
- ①当社取締役会による検討作業

大規模買付者から情報・資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が十分になされたとき当社取締役会が認めた場合、当社取締役会は、対価を円貨現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は、原則として60日間（初日不算入）を超えない検討期間、その他の大規模買付行為の場合は原則として90日間（初日不算入）を超えない検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定し速やかに開示します。

ただし、独立委員会が取締役会検討期間内に對抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会検討期間内に對抗措置の発動または不発動等の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、その決議により、必要な範囲内で取締役会検討期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を適用のある法令および金融商品取引所規則等に従って適時適切に株主の皆様に対して開示します。

なお、当社取締役会は、取締役会検討期間内において大規模買付者から提供された情報・資料等に基づき、また、必要に応じて外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討を行い、当社取締役会による代替案の検討および大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。大規模買付者は、取締役会検討期間において、当社取締役会が、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

## ②株主およびステークホルダーに対する情報開示

取締役会検討期間において、当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付行為に係る提案がなされた事実とその概要、本必要情報の概要その他の状況および当社取締役会としての意見を速やかに情報開示します。また、必要に応じて、大規模買付者との交渉を行い、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

## 2. 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

(1)大規模買付者が、上記1. 「本プランの発動に係る手続」(2)に定める情報提供および取締役会検討期間の確保その他本プランに定める大規模買付ルールを遵守しない大規模買付行為である場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールに従うことなく大規模買付行為を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提供を求めて大規模買付者と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、株主意思確認総会を経ることなく、下記5. 「本新株予約権の無償割当ての概要」にその概要が記載される新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当て、その他当社取締役会が適切と認めた對抗措置（以下「本新株予約権の無償割当て等」といいます。）を発動します。

なお、当該對抗措置の発動において、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとします。



## (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として、下記3.「株主意思の確認手続」に記載のとおり、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認を実施します。ただし、下記(i)または(ii)に該当する場合は、その限りではありません。

(i) 大規模買付ルールが遵守され、かつ、当社取締役会が当該買収提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合

当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は否定しないものの、原則として、本新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動は行いません。大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様が当該大規模買付行為の提案内容およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案を踏まえ、ご判断いただくこととなります。

なお、当該対抗措置を発動するか否かの判断において、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとします。

(ii) 大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反すると判断される場合

当社取締役会は、当該大規模買付行為について以下の①から⑧のいずれかの類型に該当すると認められる場合には、原則として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当するものと考え、当社企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を防止することを目的として、株主意思確認総会を経ることなく本新株予約権の無償割当て等を実施します。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにも関わらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に委譲させる目的で当社株式の買収を行っている判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っており、その結果、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける目的で当社株式の買収を行っており、その結果、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- ⑤ 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の企業価値の源泉である重要顧客をはじめとする顧客との継続的な取引関係を破壊し、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合

- ⑥大規模買付者の経営陣または主要株主に「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定める暴力団、暴力団員等の反社会的勢力と関係するものが含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると客観的かつ合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑦大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、一段階目の買付条件よりも二段階目の買付条件を株主様に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
- ⑧上記①から⑦のほか、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による支配権取得が当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合

なお、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反するか否かの判断において、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとします。

### 3. 株主意思の確認手続

当社取締役会は、上記2. 「大規模買付行為が行われた場合の対応方針」のとおり、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動、不発動または中止その他必要な決議を行うものとします。

ただし、独立委員会が対抗措置の発動についての勧告を行うに際して、対抗措置の発動に関し予め株主意思確認手続を行うべき旨の留保を付した場合、また、独立委員会の勧告の内容にかかわらず、当社取締役会が自らの判断で株主意思確認手続を行うべきと判断した場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認手続として、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択できるものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会と併せて開催される場合もあります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、議決権を行使できる株主様を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定め、投票基準日の2週間前までに公告を行うものとします。株主意思の確認手続において投票権を行使することができる株主様は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主様とし、投票権は議決権1個につき1個とします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、①採るべき対抗措置の内容および②株主意思の確認を株主意思確認総会または書面投票のいずれによって行うのかについて決定するものとします。株主意思確認総会における投票の場合、決議は総株主の投票権の3分の1以上を有する株主様が出席し、その投票権の過半数をもって行うものとします。書面投票による場合、決議は総株主の投票権の3分の1以上を有する株主様が投票を行い、その投票権の過半数をもって行うものとします。株主意思の確認手続において、対抗措置の発動について所定数の賛同が得られた場合は、株主様による本対抗措置発動への賛同があったものとします。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、株主意思確認の手続が開始された場合であっても、株主意思の確認が完了するまでの間に、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反するものと判明したときは、当社取締役会は、いつでも株主意思確認の手続を中止し、大規模買付行為に対抗することができるものとします。

また、当社取締役会が上記の手続に従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保および向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合等には、当社取締役会是对抗措置の中止または発動の停止を決議するものとし、当該決議の概要等について速やかに情報開示を行います。

#### 4. 大規模買付行為の開始

本プランにおいては、大規模買付者は、次の(1)または(2)の場合に大規模買付行為を開始できるものとします。

##### (1) 当社取締役会が対抗措置を発動しないことを決定した場合

上記2. 「大規模買付行為が行われた場合の対応方針」(2)(i)「大規模買付ルールが遵守され、かつ、当社取締役会が当該買収提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合」に記載のとおり、当社取締役会が対抗措置を発動しないことを決定した場合、当該決定日の翌営業日から、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるものとします。

##### (2) 株主意思確認総会または書面投票において、対抗措置発動の承認を求める議案が否決された場合

上記3. 「株主意思の確認手続」に記載の株主意思確認総会または書面投票において、対抗措置発動の承認を求める議案が否決された場合、当該株主意思確認総会日または書面投票日の翌営業日から、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるものとします。

なお、上記に反して大規模買付者が大規模買付行為を開始した場合、当社取締役会はそのことのみをもって対抗措置を発動することができるものとします。

#### 5. 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき発動する対抗措置として、新株予約権無償割当てを実施する場合、その概要は、以下のとおりとします。なお、当社は、原則として、大規模買付者に割り当てられた新株予約権を、他の株主とは異なる対価をもって取得することはいたしません。

##### (1) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当て期日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

##### (2) 割当て対象株主

割当て期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割当てます。

(3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(4) 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り 1 株とします。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価格は、金 1 円を下限として当社株式 1 株の時価の 50%相当額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価格とします。

(6) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定める日を初日とし、1 ヶ月間から 2 ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(9) (ii) に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

(7) 本新株予約権の行使条件

次に記載する者は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使に当たり所定の手続が必要とされる者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、かかる者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、かかる者の本新株予約権も下記(9)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとします。）。

① 特定大量保有者<sup>9</sup>

② 特定大量保有者の共同保有者

③ 特定大量買付者<sup>10</sup>

④ 特定大量買付者の特別関係者

⑤ 上記①ないし④に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者

⑥ 上記①ないし⑤記載の者の関連者<sup>11</sup>（以下、①ないし⑥に該当する者を「特定買付者等」と総称します。）

(8) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。



#### (9) 当社による本新株予約権の取得

(i) 当社は、当社取締役会が対抗措置を発動する手続を開始した後に対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合には、対抗措置の発動を中止することがあります。具体的には、本新株予約権の効力発生日までは、本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の効力発生日後、行使期間の初日の前日までの間は、当社取締役会が別に定める日において、すべての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(ii) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

#### 6. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成29年6月23日開催予定の当社第100期定時株主総会において、本プラン更新の承認議案が可決されることを条件として、同承認があった日より発効することとし、その有効期間は、平成32年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更若しくはこれらの解釈・運用の変更、金融商品取引所の規則の変更若しくは解釈・運用の変更、または、税制、裁判例等の変更により合理的に必要なと認められる範囲で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

#### 7. 独立委員会の設置

##### (1) 独立委員会の概要

大規模買付行為が行われる場合、当社取締役会が対抗措置の発動について恣意的な判断を行うことを防止するという観点から、当社取締役会は、独立委員会規程（概要については別紙をご参照下さい）に基づき、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。

独立委員会は、常設の組織ではなく、大規模買付行為が行われる場合に当社取締役会により設置されるものとします。

## (2) 独立委員会の委員構成

独立委員会の委員は、3名以上とし、当社社外取締役または当社社外監査役のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任するものとします。

ただし、当社社外役員が大規模買付行為または大規模買付者と特別な利害関係を有する等の理由により、当社取締役会が社外役員の中から3名以上の独立委員会の委員を選任することが適切ではないと判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会の公正で中立な判断を確保するため、弁護士、公認会計士、学識経験者または他社の取締役もしくは監査役の経験のある社外者等の中から、独立委員会の委員を新たに選任するものとします。

## (3) 独立委員会の役割

当社取締役会が対抗措置を発動するか否かの判断をする場合には、その判断の公正さを確保するために、以下の手続を経るものとします。

当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非を諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、外部専門家等の助言を得ながら、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当該勧告においては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か、あるいは、上記2.「大規模買付行為が行われた場合の対応方針」(2)(ii)に記載の①から⑧までの事由の存否を判断するものとします。

この勧告についての決議は、原則として、独立委員会の決議をもって行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとします。

# Ⅲ 本プランの合理性

## 1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、経済産業省・企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方に沿うものであります。

## 2. 株主共同利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。



### 3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記Ⅱ 6. 「本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、平成29年6月23日開催予定の当社第100期定時株主総会において承認の決議がなされることを条件として更新されるものです。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更または廃止されることになります。

さらに、本プランは、独立委員会が対抗措置の発動についての勧告を行うに際して対抗措置の発動に関し予め株主意思確認手続を行うべき旨の留保を付した場合、また、独立委員会の勧告の内容にかかわらず当社取締役会が自らの判断で株主意思確認手続を行うべきと判断した場合には、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思を確認し、本プランに基づいた対抗措置の実施について、株主の皆様にご判断いただくこととなっております。

### 4. 合理的な客観的発動要件を設定していること

本プランは、上記Ⅱ 1. 「本プランの発動に係る手続」および同 2. 「大規模買付行為が行われた場合の対応方針」にて記載したとおり、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

### 5. 第三者専門家の意見の取得

当社は、本プランにおいて、大規模買付行為が行われる場合、当社取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除し、株主の皆様のために客観的な判断を行う諮問機関として、独立委員会を設置することとしております。独立委員会は、公正かつ中立的な判断を確保するため、原則として3名以上の当社社外取締役または当社社外監査役により構成されます。

独立委員会は、大規模買付行為が行われた場合には、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否か等を判断します。そして、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとします。

このように、独立性の高い独立委員会による勧告を尊重することにより、当社取締役会の恣意的な判断を排除し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保を図る目的に沿った本対応方針の運用が行われる枠組が確保されています。

### 6. デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅱ 6. 「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大規模に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

#### Ⅳ 株主の皆様への影響

##### 1. 本プランの更新時に株主の皆様に与える影響

本プランは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、本プランの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

前述のⅡ 2. 「大規模買付行為が行われた場合の対応方針」において述べたように、大規模買付者が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

##### 2. 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に与える影響

当社取締役会または株主意思確認総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、別途定める割当て期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限として取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払い込みその他下記3. 「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」(2)において記載する本新株予約権の行使にかかる手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。但し、当社は、下記3. 「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」(3)に記載する手続により、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、上記Ⅱ 5. 「本新株予約権の無償割当ての概要」(9)に記載したとおり、当社は、本新株予約権の効力発生日までは、本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは、無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### 3. 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

#### (1) 株主名簿への記録

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当ての割当て期日を公告します。割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権が無償にて割当てられるため、株主の皆様においては、当該割当て期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

なお、割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

#### (2) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、および株主様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権 1 個当たり金 1 円を下限として当社株式 1 株の時価の 50% 相当額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価格を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき、原則として 1 株の当社株式が発行されることになります。

#### (3) 本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につき、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じです。
- 2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じです。
- 3 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じです。
- 4 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じです。
- 5 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下②において同じです。
- 6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じです。
- 7 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じです。
- 8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じです。
- 9 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
- 10 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じです。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じです。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
- 11 ある者の関連者とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

## 独立委員会規程（概要）

## 1 設置

独立委員会は、大規模買付行為が行われる場合、取締役会の決議により設置される。

## 2 構成

(1)独立委員会の委員の人数は、3名以上とする。

(2)独立委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役および社外監査役から選任されるものとする。

ただし、当社社外役員が大規模買付行為または大規模買付者と特別な利害関係を有する等の理由により、取締役会が社外役員の中から3名以上の独立委員会の委員を選任することが適切ではないと判断した場合には、取締役会は、弁護士、公認会計士、学識経験者または他社の取締役もしくは監査役の経験のある社外者等の中から、独立委員会の委員を新たに選任するものとする。

(3)独立委員の選任および解任は、取締役会決議により行う。ただし、解任決議は出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

## 3 委員の任期

独立委員の任期は、取締役会が独立委員を選任した日から取締役会が別途定める日（原則として、大規模買付行為や大規模買付者に対する取締役会の対応が完了すること等により当社取締役会が独立委員会の役割が終了したと判断する日）までとする。ただし、取締役会の決議により特段の定めをした場合は、この限りでない。

## 4 独立委員会の役割

独立委員会は、取締役会に対し、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反するものであるか否か、また、その大規模買付行為に対して対抗措置を発動することが相当であるか否かについて勧告を行う。独立委員会は、かかる勧告を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己または当社の取締役の個人的利益を図ることを目的にしてはならない。

## 5 決議要件

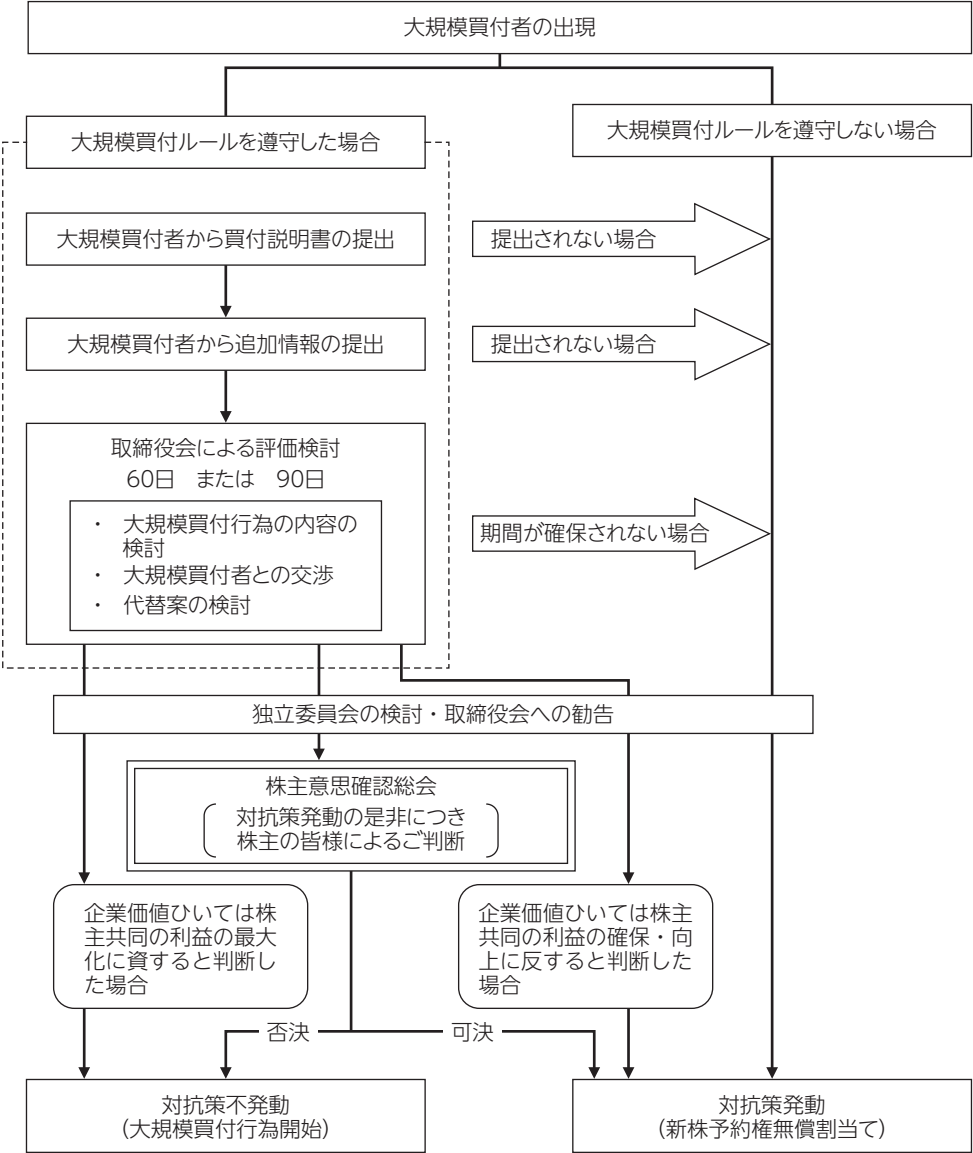
独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、その過半数をもって行う。

## 6 第三者の助言

独立委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家を含む）の助言を得ることができる。

以 上

(参考資料)



※上記フロー図は本プランの概要を説明するためのものであり、本プランの詳細については必ず本文をご参照下さい。

以 上





